

厚生労働大臣の定める掲示事項等

保険医療機関である旨

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

掲示事項

厚生労働大臣の定める提示事項	当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局長に届出を行っています。
施設基準等に関する事項	別紙参照
入院時食事療養に係る届出事項	当院は、入院食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養の為の食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)・適温にて提供しております。 また、あらかじめ定められた日に患者様に対して提示する複数メニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。
個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について	当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。 また、公費負担医療の受給者である医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

適切な意思決定支援に関する指針について	<p>当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の 内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。</p>
長期収載品の処方について	<p>令和 6 年度の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月 1 日から長期収載品を患者様自身が希望された場合には、選定療養費として自己負担が発生いたします。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外来処方した場合 ●後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が 50%以上を超える長期収載品 <p>【対象外となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合 ●入院中の患者様へ処方した場合(退院時処方を含む) ●後発医薬品の提供が困難な場合 <p>【自己負担額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長期収載品の金額と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当を特別料金として、医療保険の負担分と合わせてお支払いいただきます。 <p>※国や地方単独の公費負担医療制度をご利用の場合も負担対象となります。</p> <p>具体的な対象医薬品リストなど、詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。</p>
保険医療機関の従事者以外の者による看護(付添看護)に関する事項	<p>当院において、患者様負担による付添い看護は、行っておりません。</p>

医療DX推進体制整備加算	<p>当院は、医療DXを推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行ております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■オンライン請求を行っております。 ■オンライン資格確認を行う体制を有しております。 ■オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を、診察室で閲覧又は活用して診療を実施しております。 ■電子カルテ共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応待ちです。(令和8年5月31日までの経過措置) ■マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。 <p>当院では、初診時に月1回に限り9点を算定いたします。</p>
医療情報取得加算	<p>当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定検診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。</p> <p>上記の体制により、診療情報取得加算として、以下の点数を算定いたします。</p> <p>初診時 医療情報取得加算 1点(月1回に限る)</p> <p>再診時 医療情報取得加算 1点(3月に1回限り算定)</p> <p>正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解とご協力を お願いいたします。</p>

入院基本料に関する事項

■ 本館 4 階 1 病棟 (精神療養病棟入院料)

当1病棟では、1日12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)・看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

勤務帯	時間帯	看護職員・看護補助者それぞれ一人当たりの受け持ち患者数
日勤帯	午前8:30～午後5:00	8人以内
夜勤帯	午後5:00～午前8:30	29人以内

■ 本館 3 階 2 病棟 (精神療養病棟入院料)

当2病棟では、1日12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)・看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

勤務帯	時間帯	看護職員・看護補助者それぞれ一人当たりの受け持ち患者数
日勤帯	午前8:30～午後5:00	7人以内
夜勤帯	午後5:00～午前8:30	28人以内

■ 療養棟2階 6病棟 精神療養病棟入院料

当6病棟では、1日11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)・看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

勤務帯	時間帯	看護職員・看護補助者それぞれ一人当たりの受け持ち患者数
日勤帯	午前8:30～午後5:00	8人以内
夜勤帯	午後5:00～午前8:30	27人以内

■ 本館2階 3病棟 精神病棟入院基本料

当3病棟では、1日17人以上の看護職員(看護師及び准看護師)・看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

勤務帯	時間帯	看護職員・看護補助者それぞれ一人当たりの受け持ち患者数
日勤帯	午前8:30～午後5:00	5人以内
夜勤帯	午後5:00～午前8:30	18人以内

■ 本館1階 5病棟 認知症治療病棟入院料1

当1病棟では、1日13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)・看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

勤務帯	時間帯	看護職員・看護補助者それぞれ一人当たりの受け持ち患者数
日勤帯	午前8:30～午後5:00	7人以内
夜勤帯	午後5:00～午前8:30	15人以内

■ 新館2階 7病棟 精神科急性期治療病棟入院料1

当7病棟では、1日15人以上の看護職員(看護師及び准看護師)・看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

勤務帯	時間帯	看護職員・看護補助者それぞれ一人当たりの受け持ち患者数
日勤帯	午前8:30～午後5:00	4人以内
夜勤帯	午後5:00～午前8:30	21人以内

